

議案第18号

小松島市消防団条例の一部を改正する条例について

小松島市消防団条例（昭和30年小松島市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市消防団条例の一部を改正する条例

小松島市消防団条例（昭和30年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「市外に転居したとき」を「第3条第2項第1号の規定に該当しなくなったとき」に改める。

別表第2出動の費用弁償の項中「出動の費用弁償」を「災害出動報酬」に、「2,500円」を「4,000円」に改め、「災害現場で業務に従事した者に支給する。」の次に「1回の出動時間が4時間を超えるときは、1時間を増すごとにつき1,000円を加算し、8,000円を上限とする。」を加え、同表警戒の費用弁償の項中「警戒の費用弁償」を「警戒出動報酬」に改め、同表訓練等の費用弁償の項中「訓練等の費用弁償」を「訓練等出動報酬」に改め、同表報酬（年額）の部中「報酬（年額）」を「年額報酬」に、「75,000円」を「82,500円」に、「60,000円」を「69,000円」に、「42,000円」を「50,500円」に、「30,000円」を「45,500円」に、「24,000円」を「37,000円」に、「21,000円」を「37,000円」に、「15,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。